

小田実 全仕事

ODA — 10
MAKOTO

評論4 十年が経った、そして……

小田実全仕事

ODA
MAKOTO

10

評論4 十年が経った、そして……

小田実全仕事

ODA
MANOTO

10

評論 4 十年が経った、そして……

昭和 46 年 7 月 5 日初版印刷

昭和 46 年 7 月 10 日初版発行

定価 720 円

著 者 小 田 実

発行者 中島隆之

発行所 河出書房新社

東京都千代田区神田小川町 3-6

電話 東京 (292) 3711

振替東京 10802

暁印刷・小高製本

© 1971

0395-435010-0961

小田実全仕事10

評論4

十年が経った、そして……

「民主主義」のなかで

原理としての民主主義の復権 13

デモ行進とピラミッド 41

投票者の拒否権 51

法をまもることについて 60

われわれの問題としての法 65

「運動」のなかで

何を私たちは始めているのか 75

変革の主体としての市民 89

「未熟」と「発明」 101

ふたたびベトナム反戦を 110

すべての原理が試されている 117

自分にたちかえる 126

社会党よ、「大人」のふりをするな 136

私のなかの日本人 140

平等こそ真の目的 143

私は死がこわい 146

THE CRISES IN EDUCATION 151

「アンポ」のなかで

161

「アンポ」の一語 163

何かが始まっている 166

逮捕は「天災」か、権力は「神様」か 179

右往左往の精神 185

なぜ黙っているのだろう 191

「身にしみる」ことに「身銭を切る」こと 200

「歴史」のなかで

209

人間のなかの歴史 211

「歴史を書く」ことと「歴史をつくる」こと 239

歴史への参加 256

福沢諭吉 267

「文学」のなかで

折れ目のない歴史 277

野間宏 287

「共産主義は文学を駄目にするか」

という質問に対する答えにならない感想 302

文学と現実のからみあいのなかで書いた短かい文章 308

文学によって政治を語るな 321

「作家」という「人間」について 325

「旅」のなかで 339

『原点からの旅』より 341

『世界カタコト辞典』より 371

十年が経った、そして…… 403

十年が経った、そして…… 405

この巻のための
きわめて短い注釈 417

解説 武藤一羊 419

装幀 飯島啓司

小田実全仕事 10

評論4

十年が経った、そして……

「民主主義」のなかで

原理としての民主主義の復権

1

過去二年、ベトナム戦争が激化し、日本の負担の度合いが増して行くなかで、私は次第に深く民主主義の問題に心をとられていた。それは、その問題がベトナムをふくめて世界の平和と後進地域の問題にじかにかかわっているからなのだろう。二年のあいだ、ベトナム戦争に反対する運動を組織し、それに参加しながら（これは、「ベ平連」——「ベトナムに平和を！」市民連合——という名で呼ばれる運動である）、私の心にもいつも、あたかも正面から対決を強いるようにして、民主主義のことがあった。いや、同じような姿勢で、民主主義は世界のまえに立ちはだかつているのではないか——私の眼には、今、そんなふうに見える。

まず、私はここで問題を、たとえば、ブルジョア民主主義とプロレタリア民主主義の対置に簡単に還元することで解決しようとは思わない。そのような対置に簡単には還元できないものに世界は今みちていて、問題の解決はむしろその事実を正視することから始まるのだろう。どのような民主主義で

あろうと、それが民主主義であるかぎり、原理、制度として基盤にあるもの——むしろ、一般民主主義、普遍民主主義の名で呼ばれるべきもの、そこから私は出発したいと思う。また、民主主義は国内だけのことではなく、国家相互、国民相互のあいだにもひろがる原理、制度であり、前者、一国内の民主主義と国際的なそれとは密接につながり合い、前者を欠いては後者は存在しないし、後者を排除するかたちでの前者の民主主義は、ほんとうには、民主主義の名に値しないものなのだろう。

普遍民主主義の視点から、いくつかの国の憲法を見てみよう。たとえば民主主義の根本原理の一つである言論、集会の自由などの市民的自由について、各国の憲法は次のように述べる。

「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」（「日本国憲法」第二条）

「連邦議会は法律により、……言論および出版の自由を制限し、或は人民の平穩に集会をし、また苦情事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵すことはできない。」（「アメリカ合衆国憲法」修正第一条）

「何人も、自己の思想を、言論、著作およびその他のすべての宣布の手段により、自由に表明する権利を有する。」「市民は、平穩に、および武器をもたずに、集会する権利を有する。」（「イタリア共和国憲法」第二十一条、第一七条）

「勤労者の利益に適合し、かつ社会主義制度を堅固にする目

的で、ソ同盟の市民に、法律によりつぎのことが保障される。

(4) 言論の自由

(5) 出版の自由

(6) 集会および大衆集会の自由

(7) 街頭行進および示威運動の自由

市民のこれらの権利は、勤労者およびその組織に対して、印刷、用紙、公共建造物、街路、通信手段およびその他これらの権利を行使するために必要な物質的条件を提供することによって保障される。」「ソビエト社会主義共和国同盟憲法」第一二五條

「(一)ポーランド人民共和国は、言論、出版、集会、大衆集会、行進および示威行進の自由を市民に保障する。(二)この自由を行使するために、印刷機、用紙、公共用建物とホール、通信手段、ラジオ、その他の必要な資材が、勤労人民とその団体の使用にまかせられる。」「ポーランド人民共和国憲法」

「(一)各人は、言語、文書および図面をもって自由にその意見を表明し、および流布し、および一般に近づくことのできる情報源からさまざまなげられることなく知る権利を有する。出版の自由および映画による報道の自由は、保障される。検閲は行なわれない。」「ドイツ連邦共和国基本法」第五條

「中華人民共和国公民は、言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由を有する。国家は必要な物質上の便宜を与えることによつて、公民がこれらの自由を享受するのを保障する。」「中華人民共和国憲法」第八七條(以上、『世界の憲法』による)

これらの条文を読んでいて、私たちがまず気づくのは、おどろくべきほどの類似、いや、むしろ一致だろう。各国の別を表示することは取り去つてみれば、どれがどこの国のか、どれがブルジョア民主主義に所属する国のものでどれがプロレタリア民主主義に所属する国のものなのか、ほとんど区別がつかない。つまり、ここにあるのは、民主主義が「人民の、人民による、人民のための政治」である以上、欠かすことのできない普遍的原理であり、それは憲法の条項において込まれることによつて、民主主義の制度として社会に定着される。憲法とは、もともと、そうした機能をもつものだが、第三の問題がここでおこる。「制度」として社会的に定着された「原理」がどれだけ一人の個人にとつて「実現」されたか。その問題がおこる。

これは、もちろん、言論、集会の自由に関してだけのことではない。たいていの憲法は法のまえでの平等を説き、平等という原理を制度のかたちで社会的に定着する。しかし、それが実際にどれだけ個人的に実現されているのか。言論の自由の実現について、それが改善されたとはいえまだまだどれほど有名無実なものであるかはプロレタリア民主主義の現状を見ればあきらかだろう。同じように、平等という原理がブルジョア民主主義の体制のなかで、どれほど不完全にしか実現されていないかは、アメリカの黒人の現状を例にとればすぐ判ることなのちがいない。そして、その黒人の不平等の底にある問題は経済的不平等ということなのだが、その問題となると、ことアメリカ、ヨーロッパ、日本などの「先進